

別表2 建設廃棄物の分別区分

建設廃棄物	再利用の促進及び適正処理目標	備考
コンクリート塊（安定型産業廃棄物）	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設に搬入する。	
アスファルト・コンクリート塊（安定型産業廃棄物）	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設に搬入する。	
建設発生木材（管理型産業廃棄物）	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設等に搬入する。	
紙くず（管理型産業廃棄物）	できるだけ再資源化施設に搬入することとするが、やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
繊維くず（管理型産業廃棄物）	できるだけ再資源化施設に搬入することとするが、やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
建設汚泥（管理型産業廃棄物）	再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
廃プラスチック類（安定型産業廃棄物）	できるだけ再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、適正に処分する。	
金属くず（安定型産業廃棄物）	有価物として処分する。有価物として処分できないものは、できるだけ再資源化に努め、やむを得ない場合は、適正に処分する。	
ガラスくず・陶磁器くず（安定型産業廃棄物）	原則として、再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、適正に処分する。	
その他の産業廃棄物	それぞれ、再資源化に努めるものとする。やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する等適正に処分する。	
建設混合廃棄物	選別等を行う中間処理施設に搬入し再資源化に努める。	
生ゴミ、新聞紙等の生活ごみ（一般廃棄物）	食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。	
飲み物の空き缶（一般廃棄物）	有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。	
アスベスト（飛散性）（特別管理産業廃棄物）	適正に処分する。	